

資料2 用語解説

あ行

インターネット

世界中のコンピュータと、文字、映像、音声などによって結ばれる世界規模の情報通信ネットワーク。

NPO（Nonprofit Organizationの略）

特定非営利活動促進法に基づき、福祉や環境保護、文化・芸術・スポーツ等の分野で、営利を目的とせず活動する法人のこと。

オープンスペース

都市部における、建物などのない空間。一般的には、公園や広場などゆとりにつながる空間の総称として用いられる。

か行

海生交流都市

新市建設計画で掲げた江田島市の将来像。海(自然)との共生、都市との交流を進める中で、魅力ある住みよい都市の創出を目指している。

開発許可制度

都市計画法により定められた、都市計画区域等における開発行為に関する許可制度。開発行為について公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど良好な宅地水準を確保することや、市街化を抑制すべき区域における開発行為について、立地する建築物の用途等の目的、形態を制限するなどの役割がある。

カントリーパーク

都市計画区域外の一定の農山漁村の地域において、住民の文化、スポーツ面での都市的な施設に対する要求に対応するとともに、生活環境を改善するため、町村が国の補助を受けて整備する地区公園相当規模（概ね4ha）の公園。

協働

協力して働くこと。協働のまちづくりとは、住民、企業、大学、市役所など多様な主体が、目標を共有し、知恵や資源を出し合い、つなぎ生かし、お互いの責任と役割を果たしながら、ともにまちづくりを行うこと。

居住環境

住宅の規模、老朽度、通風、採光、密集の状況などの住宅周りの環境のほか、道路、公園などの整備状況、緑の豊かさ、街並み景観などを含む身近な市街地の環境のこと。

景観計画

景観法に基づいて、地方公共団体が地域の良好な景観を形成することを目的として策定する計画。景観計画区域内の建築行為等について、地域の特性に応じて建築物等の形態、色彩その他の意匠、高さなどの制限を行うことができる。

建築協定

土地所有者等相互、土地所有者等と建設事業者等の間などでかわされる建築に関する協定のことで、建築基準法第69条などに基づいて締結される。建築協定では、建築物の用途、高さ、色彩、屋根の形状などの制限、最低敷地面積などの敷地に関する制限、建築物の壁面から敷地境界や道路境界までの距離の制限など、様々な制限を取り決めることができる。

公共施設緑地

都市公園（本計画では「都市計画公園等」とした。）以外で、公の機関が管理し、かつ公開されている都市公園に準じる機能を持つ施設。（江田島市が設置している公園、港湾緑地など）

5R

Refuse（リフューズ）：拒否。不要な物は受けとらない。Reduce（リデュース）：発生抑制。Reuse（リユース）：再使用。Recycle（リサイクル）：再資源化。Repair（リペア）：修理。修理して長く使う。

公共下水道

都市計画区域内の下水を排除し、又は処理するために主として市町村が管理する下水道で、終末処理場を有する単独公共下水道と、下水管渠のみを整備し、都道府県が整備した流域下水道幹線に接続し、広域

市町村の下水を一括的に処理する流域関連公共下水道がある。

さ行

指定管理者制度

地方公共団体やその外郭団体に限定されていた公的施設の管理・運営を株式会社，財団法人，NPO，市民グループなど民間団体に代行させる制度。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制，循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって，天然資源の消費を抑制し，環境への負荷ができる限り低減される社会。

ストック

貯蔵，在庫。ある一時点に存在する経済諸量の大きさを示す概念。都市計画におけるストック重視とは，既存の社会資本を出来るだけ長期間使用することを重視する考え方。

瀬戸内海国立公園

自然公園法に基づいて環境大臣が指定する国立公園（わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地）で，和歌山から大分まで瀬戸内海の11府県にまたがる。

ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の再生原料として利用する「廃棄物ゼロ」の生産システム。

た行

ダイオキシン類

ごみ焼却などによって発生する有機塩素化合物の一種で，生殖機能への影響や発ガン性，奇形を引き起こす恐れなどが指摘されている。

ターミナル

鉄道，航路，航空路などの始発・終着駅。それらのサービス機能が集まっている建物をターミナルビル（施設）ともいう。ここでは航路に関する港の建物を指す。

地区計画

生活に密着した身近な区域（地区）において，土地や建物の所有者など住民が主体となって，話し合い，考えを出しながら，地区の実情に応じてつくる計画。生活道路や公園・広場などの配置及び規模，建築物の高さや壁面の位置等の制限，樹林地の保全などに関するルールを決めることができ，それらを都市計画決定する。

透水性舗装

道路の路面などに降った雨水を舗装内の隙間から地中に透過させる舗装の形式。路面の蓄熱や騒音，路面上への雨水滞留などを抑制する効果がある。

特定環境保全公共下水道

都市計画区域外にある大きな集落，温泉地，観光地などにおける生活環境の改善，河川，湖沼などの水質汚濁を防ぐことを目的として整備される下水道。公共下水道と同様に主として市町村が管理する下水道で，単独の特定環境保全公共下水道と流域関連特定環境保全公共下水道がある。

都市計画マスタープラン

都市計画法に規定されている「都市計画に関する基本的な方針」で，今後の土地利用，都市施設（道路交通，公園緑地，上下水道，廃棄物処理施設など）の整備，市街地開発事業などにかかる施策を推進する上での指針となるもの。

都市計画区域

都市計画区域は，自然的・社会的条件，人口，産業，土地利用，交通量等の現況とその推移を考慮して，一体の都市として総合的に整備し，開発し及び保全する必要のある区域として，都道府県が指定するもので，江田島市では，江田島町と大柿町に指定されている。

都市公園

都市公園法に基づいて，地方公共団体が設置する公園・緑地と，国が設置する国営公園，国民公園がある。

主な種別ごとの役割と配置の考え方は次のとおり。

住区基幹公園

街区公園：半径250m程度の街区に居住する人々が利用する公園

近隣公園：半径500m程度の近隣に居住する人々が利用する公園

地区公園：半径1km程度の徒歩圏内に居住する人々が利用する公園

都市基幹公園

総合公園：市町村全域の人々が、総合的に利用することを目的とした公園

運動公園：市町村全域の人々が、運動に利用することを目的とした公園

特殊公園

風致公園，動物公園，植物公園，歴史公園，墓園など。

土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域は，土砂災害防止法に基づいて，土砂災害（急傾斜地崩壊，土石流，地滑り）のおそれがある場所として県知事が指定する区域。また，土砂災害特別警戒区域は，土砂災害防止法に基づいて，土砂災害（急傾斜地崩壊，土石流，地滑り）が発生した際に，建築物に損壊が生じ，住民の生命等に著しい危害が生ずるおそれがある場所として指定される区域で，特定の開発行為に対する許可制，建築物の構造規制などが行われる。

な行

ニーズ

要求。需要。

二地域居住

都市住民等が，本人や家族のニーズ等に応じて，多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして，農山漁村等の他の地域において，中長期（1～3ヶ月程度），定期的・反復的に滞在すること等により，当該地域社会と一定の関係を持ちつつ，都市の居住に加え複数の生活拠点を持つこと。

農業集落排水処理施設

農村における用排水の水質保全，農村の生活環境の改善などを図るため，農業集落におけるし尿，生活雑排水などの汚水又は雨水を処理する施設。

は行

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に，その案を公表し，市民等に広く意見や情報を提出してもらい，行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

バリアフリー

高齢者や障害者等の行動・生活上の障壁を取り除いた環境。例えば，段差の解消，スロープや手摺りの設置，車いす用トイレ，音声案内など。

干潟

遠浅の海岸で，潮が引いたときに現れる場所。

P D C A サイクル

計画(Plan)，実行(Do)，評価(Check)，改善(Action)の順に実施し，最後の改善を次の計画に結びつけ，らせん状に内容や質の維持・向上などを推進する手法。

広島県道路里親制度(マイロード事業)

広島県が管理する道路を対象に行っている住民参加システム。ボランティア活動に意欲をもつ住民・団体，NPO，企業を「道の里親」に認定し，広島県管理道路の一定区間の清掃や緑化などを引き受けてもらう制度。広島県は，希望に応じて表示板を設置するとともに，傷害保険及び損害保険に加入する。

風致地区

良好な自然環境，自然景観が形成され，風致を維持する必要がある緑地に指定されるもので，10ha以上は都道府県・指定都市，10ha未満は市町村が指定する。風致地区内では，建築，宅地の造成，木竹伐採などを行う場合は，許可が必要になる。

フロー

流れ。経済諸量が一定期間内に変化又は生じた大きさを示す概念。都市計画におけるフローとは，都市基盤施設などの社会資本を新たに作る，又は古いものを更新すること。

ポケットパーク

小さな公園・広場。小さくても魅力のある(役に立つ)公園・広場。

ま行

緑の基本計画

市町村が、その区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースの総合的な計画。

や行

UJIターン

移住の行動パターンを アルファベットの形にたとえたもの。

U：地方出身の都市部の居住者が、出身地に戻り定職に就くこと。

J：地方出身の都市部の居住者が、出身地に近い都市などに移住して定職に就くこと。

I：もともと都市部に住んでいた人が、地方に移住して定職に就くこと。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくり、ものづくり、仕組みづくりを行おうとする考え方。

用途地域

都市機能及び都市環境の維持増進を図ることを目的として、市街地における建築物の用途、形態、規模等の制限を定めるもので、本市では江田島町に5種類の用途地域が指定されている。

ら行

ライフライン

生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステム。

ランドマーク

地域の目印。ある地域や場を特徴づける景観要素。

緑地協定

都市緑地法に基づいて、都市計画区域内の一団の土地の所有者等の全員合意により締結される緑地の保全または緑化に関する協定。協定の対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置等が定められる。

リレーセンター

ごみの収集・運搬の中継基地(旧清掃センター)。ごみの焼却処理を呉市に事務委託し、清掃センター(焼却施設)からリレーセンターに名称変更。

臨港地区

港湾の管理運営のために都市計画に定められる地域地区で、港湾施設のほか、海事関係官公署、臨海工場等港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域及び将来これらの施設のために供せられる地域として、分区条例等港湾法に基づき必要な土地利用規制が課せられる。

わ行

ワークショップ

まちづくりなどにおいて、専門家の助言を受けながら、参加者が共同作業を通じて計画づくりなどを行う手法。